

## 若者の入団促進に向けた広報活動強化事業業務委託 公募型プロポーザル募集要領

### 1 目的

この要領は、「若者の入団促進に向けた広報活動強化事業」において、公募型プロポーザル方式(以下「プロポーザル」という。)により業務委託者を募集する際の手続きについて、必要な事項を定めるものである。

### 2 業務概要

#### (1) 委託業務名

若者の入団促進に向けた広報活動強化事業

#### (2) 業務内容

別紙「若者の入団促進に向けた広報活動強化事業業務委託仕様書」のとおり

#### (3) 契約期間

契約締結日から令和8年2月27日(金)まで

### 3 委託契約上限額

4,586,000円(消費税及び地方消費税の額を含む)

※提案された企画内容を実施するために必要となるすべての経費を含む。

### 4 応募資格

企画提案に応募できる者に必要な資格は、次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、本県における入札参加資格制限措置 要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者(同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者(同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。

ア 役員等(提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。))。

イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を

加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

(5) 県税を滞納している者でないこと。

(6) 消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。

## 5 スケジュール

日 程	内 容
令和7年6月23日(月)	公募開始
令和7年6月27日(金) 16時	質問書の提出期限
令和7年7月 1日(火) 予定	質問書への回答期限
令和7年7月 4日(金) 16時	参加申込書の提出期限
令和7年7月 8日(火) 予定	参加資格確認通知
令和7年7月15日(火) 16時	企画提案書等の提出期限
令和7年7月18日(金) 予定	第一次審査結果の通知
令和7年7月23日(水) 予定	第二次審査結果実施日(対面審査)
令和7年7月25日(金) 予定	審査結果の通知
令和7年7月下旬 予定	協議
令和7年8月上旬 予定	見積書徴取
令和7年8月中旬 予定	契約締結

## 6 質問等の受付

本プロポーザルについて質問がある場合は、以下のとおり提出すること。

(1) 受付期限

令和7年6月27日(金) 16時まで(必着)

(2) 提出方法

質問書(第1号様式)を用いて、下記13に電子メールで提出すること。電子メールを送信する際は、件名を「【広報活動強化事業】質問書の提出」とし、必ず電話で送信確認すること。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、令和7年7月1日(火)までに福島県消防保安課のホームページに掲載するものとし、個別の回答は行わない。

## 7 参加申込書の提出

本プロポーザルに参加する意思のある者は、以下により必要書類を提出すること。なお、この提出がない者の企画提案は受け付けない。

### (1) 提出期限

令和7年7月4日（金）16時まで（必着）

### (2) 提出書類

ア 参加申込書（第2号様式）

イ 会社概要（第3号様式）

ウ 業務実績書（第4号様式）

エ 県税及び消費税の未納がないことの証明書（写し可）

### (3) 提出方法

下記13に電子メールで提出すること。電子メールを送信する際は、件名を「【広報活動強化事業】参加申込の提出」とし、必ず電話で送信確認すること。

### (4) 参加者の決定

提出書類を基に応募資格の審査を行い、審査結果を令和7年7月8日（火）までに書面で通知する。

## 8 企画提案書等の提出

本プロポーザルに参加する意思のある者は、上記7による手続きを行った上で、企画提案書等を以下により提出すること。

### (1) 提出期限

令和7年7月15日（火）16時まで（必着）

### (2) 提出書類

ア 企画提案書（様式任意。ただし、日本工業規格A4版とする。）

イ 事業経費積算書（様式任意。ただし、日本工業規格A4版とする。）

ウ その他企画提案に必要な書類（様式任意）

### (3) 提出方法

持参または郵送

### (4) 提出部数

6部（正本1部、副本5部）

## 9 企画提案書等の提出に際しての留意事項

### (1) 失格事項

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格となる場合がある。

ア 提出期限を過ぎて書類が提出された場合

イ 提出書類に虚偽の内容の記載がされていた場合

ウ 提出書類に重大な不備があった場合

エ プロポーザル審査委員会の委員又は関係者に企画提案書に対する援助を直接的

- 又は間接的に求めた者が提出した企画提案書
- オ 参加申込書の提出期限から当該業務の契約締結日までの期間内に、提案者（役員）が刑法に定める容疑により逮捕又は起訴された場合
- カ 本募集要領に違反すると認められる場合
- キ その他、福島県が予め指示した事項に違反した場合
- (2) 複数提案の禁止  
プロポーザル参加者は、複数の企画提案書の提出を行うことはできない。
- (3) 辞退  
参加申込書を提出した後に辞退する際には、辞退届（様式任意）を提出すること。
- (4) 費用負担  
プロポーザルに要する経費等は、全て参加者の負担とする。
- (5) その他  
ア プロポーザル参加者は、参加申込書の提出をもって、本募集要領の記載内容を承諾したものとみなす。  
イ 提出された企画提案書等は返却しない。  
ウ 提出後における企画提案書類等の内容変更、差替え又は再提出は認めない。

## 10 委託候補者の選定

- (1) 選定方法  
プロポーザル参加者からの提案について、県はこれを総合的に評価し、委託候補者を選定する。
- (2) 一次審査（書面審査）  
ア プロポーザル参加者から提出された企画提案書について書面審査を行い、二次審査におけるヒアリング対象者（3者以内）を選定する。  
イ 一次審査結果については、企画提案書を提出した参加者全員に対して書面で通知する。  
ウ 企画提案書の提出者が3者以下の場合是一次審査手続きを省略することができるものとし、募集要領の参加資格を有し、不適格事項の該当がないことを判断の上、適合する全ての提案者をヒアリング対象者とし、その旨を書面で通知する。
- (3) 二次審査（対面形式）  
一次審査で選定された対象者に対し、対面形式にて企画提案書のプレゼンテーション及びヒアリングによる二次審査を実施する。二次審査結果については、二次審査参加者全員に対して書面で通知する。  
ア 開催日及び開催方法  
令和7年7月23日（水）福島県庁北庁舎内（予定）  
※詳細は別途通知します。  
イ 審査時間  
15分以内の説明（プレゼンテーション）とし、質疑応答は10分以内の予定。

#### (4) 審査方法

審査委員が下記 1 1 に定める評価基準に基づき企画提案書の評価・採点を行う。その点数を合計した総合点と順位に基づき、委託候補者及び次点者を選定する。

なお、総合点が 300 点（6 割）以上であることを委託候補者の条件とする。

#### (5) 審査結果通知等

審査結果は、プロポーザル参加者全員に通知する。なお、委託候補者とならなかった者は、審査結果通知の翌日から起算して 2 週間以内に選定されなかった理由を書面により求めることができる。請求に対する回答の内容は「請求者及び最優秀者の企業名とそれぞれの審査時の総得点」を公表するものとする。

### 1 1 企画提案書の評価基準

#### (1) 審査基準

審査項目	評価基準	加算率	配点
1 業務遂行能力			
(1) 実施体制	・業務を実施する上で十分な体制であるか。 また、統括責任者は業務を管理運営するために必要な知識、経歴を有しているか。	× 2	10
(2) スケジュール	・業務を円滑かつ確実に実施できるスケジュールであるか。	× 2	10
(3) 業務実績	・業務の遂行に必要なノウハウや実績を有しているか。	× 2	10
2 企画提案内容			
(1) 目的の理解	・消防団のイメージ向上や入団促進につながる内容を提案しているか。	× 2	10
(2) PR 動画作成	・動画の企画や構成は、若者や女性に訴求する魅力ある内容となっているか。	× 3	15
(3) 情報発信	・特に若者や女性に対する的確な広報媒体、広報手法の提案がされているか。	× 2	10
(4) 研修会等	・動画作成等未経験の市町村担当者でも容易に理解できる企画となっているか。	× 3	15
	・研修会等を通じて広報活動への意欲が高まるような、実践的な提案をしているか。	× 2	10
(5) その他	・業務の目的を達成するための独自の提案や創意工夫があるか。	× 2	10
合 計			100

(2) 評価点数の採点基準

「5」 → 特に優れている      「4」 → 優れている      「3」 → 普通  
「2」 → やや劣る              「1」 → 劣る              「0」 → 提案なし

## 1 2 契約の締結

(1) 仕様書の協議

選定した委託候補者と県が協議し、委託契約に係る仕様を確定した上で契約を締結する。仕様書の内容は委託候補者が提案した内容を基本とするが、提案内容のとおりには反映されない場合もある。

(2) 契約金額の決定

契約金額は、協議結果に基づき仕様書を作成し、これに基づき改めて見積書を徴取し決定する。なお、見積金額は委託契約の上限額を超えないものとする。

(3) 評価内容の担保

契約締結後に企画提案書に基づく履行ができなかった場合において、再度の履行が困難又は合理的な理由でないときは、契約金額の減額、損害賠償の請求、契約の解除、違約金の請求の対象とすることができる。

(4) その他

委託候補者と県との間で行う協議が整わない場合、又は委託候補者が契約を辞退した場合は、審査結果において総合評価が次点であった者と協議を行うものとする。

## 1 3 問い合わせ及び各書類の提出先

〒960-8670 福島市杉妻町2番16号（北庁舎3階）

福島県危機管理部 消防保安課

担当：岩渕

電話：024-521-7190

メールアドレス：[syoubou@pref.fukushima.lg.jp](mailto:syoubou@pref.fukushima.lg.jp)